

～令和2年4月1日から体育施設の使用料が変更になります～

■テニスコート「とりや」使用料

(1) コート使用料

区分	単位	金額(円)
一般(1コート)	1時間	600
高校生以下(1コート)	1時間	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

(2) 電気設備使用料

区分	単位	金額(円)
ナイター照明(1コート)	1時間	100

備考

- 1 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。

■鳥屋武道館使用料

区分			単位	金額(円)
柔道場(1面)	団体		1時間	600
	個人	一般	1回	400
剣道場(1面)		高校生以下	1回	200
和室	(3時間以内)	高校生以下	1回	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■パークゴルフ場使用料

区分			単位	金額(円)
個人	1日券	町内	1日	300
		町外	1日	500
	定期券	町内	12箇月	7,000
		町外	12箇月	12,000
団体	町内		1時間	2,500
	町外		1時間	4,000
貸出用具	クラブ、ボール、マーカー		1セット	100

備考

- 1 物品の販売、募金、興業、その他これらに類する行為等については中能登町公園条例に準ずる。

■鹿島体育センター使用料

(1) 屋内施設競技場等

区分			単位	金額(円)
体育館(半面)	団体		1時間	600
柔道場(1面)	個人	一般	1回	400
剣道場(1面)		高校生以下	1回	200
弓道場、卓球場		(3時間以内)	1回	200
相撲場	団体		1時間	400
会議室、研修室	ミーティングルーム		1時間	400

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 更衣室のシャワーを利用する場合は、別途100円徴収する。
- 4 開場を早める場合の使用料は、別途30分あたり1,200円徴収する。
- 5 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■鳥屋体育館使用料

区分		単位	金額(円)
団体		1時間	600
個人	一般	1回	400
	高校生以下	1回	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■鳥屋グラウンド使用料

(1) グラウンド使用料

区分	単位	金額(円)
一般	1時間	1,200
高校生以下	1時間	800

備考

- 1 グラウンドは全面利用の必要がない場合、2分割でも利用できるものとし、分割利用面積によって、上記金額より相当する金額を徴収する。
- 2 町内団体の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 4 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

(2) 電気設備使用料

区分	単位	金額(円)
ナイター照明	1時間	1,000

備考

- 1 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。

(2) トレーニングルーム使用料

区分			単位	金額(円)
個人	1日券	町内	1日	300
		町外	1日	500
	定期券	町内	6箇月	4,000
			12箇月	7,000
		町外	6箇月	7,000
			12箇月	12,000

備考

- 1 更衣室のシャワーを利用する場合は、別途100円徴収する。

■テニスコート「かしま」使用料

区分		単位	金額(円)
一般(1コート)		1時間	600
高校生以下(1コート)		1時間	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■鹿島北部体育センター使用料

区分		単位	金額(円)
団体		1時間	600
個人	一般	1回	400
	高校生以下	1回	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■久江体育センター使用料

区分		単位	金額(円)
団体		1時間	600
個人 (3時間以内)	一般	1回	400
	高校生以下	1回	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■中能登町野球場使用料

(1) 野球場使用料

区分	単位	金額(円)
一般	1時間	600
高校生以下	1時間	400

備考

- 1 町内団体の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

(2) 電気設備使用料

区分	単位	金額(円)
ナイター照明	30分	2,000
スコアボード	1試合	1,000

備考

- 1 ナイター照明使用料の額は、30分未満は30分とする。

■金丸体育館使用料

区分		単位	金額(円)
団体		1時間	600
個人 (3時間以内)	一般	1回	400
	高校生以下	1回	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■鹿西武道館使用料

区分		単位	金額(円)
団体		1時間	600
個人 (3時間以内)	一般	1回	400
	高校生以下	1回	200

備考

- 1 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 2 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 3 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。

■スポーツセンターろくせい使用料

区分			単位	金額(円)
アリーナ (全面) ランニング コース	団体		1時間	1,200
	個人 (3時間以内)	一般	1回	400
		高校生以下	1回	200
弓道場 プール	団体		1時間	600
	個人 (3時間以内)	一般	1回	400
		高校生以下	1回	200
会議室 和室	団体		1時間	400

備考

- 1 アリーナは全面利用の必要がない場合、2分割又は4分割でも利用できるものとし、分割利用面積によって、上記料金より相当する金額を徴収する。
- 2 町内在住の方が利用する場合の使用料は、100分の50を乗じて得た額とする。なお、団体についても同様とする。
- 3 使用料の額は、1時間未満は1時間とする。
- 4 更衣室のシャワーを利用する場合は、別途100円徴収する。
- 5 開場を早める場合の使用料は、別途30分あたり1,200円徴収する。
- 6 営利目的で利用する場合は、使用料の5倍の額とする。